

今後の検討課題

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成 15 年 6 月
税制調査会

二 個別税目の改革

2. 消費税

（１）少子・高齢社会における消費税の重要性

（前略）少子・高齢化が進展する中で国民の将来不安を払拭するためには、社会保障制度をはじめとする公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が不可欠であることから、消費税は極めて重要な税である。したがって、将来は、歳出全体の大膽な改革を踏まえつつ、国民の理解を得て、二桁の税率に引き上げる必要もあろう。これが今後の税体系全体の見直しの基本となると考えられる。（中略）

（２）今後の検討課題

このように消費税に対する信頼性・透明性は相当程度向上したと考えるが、今後、消費税率の引上げについて検討していくに際して、以下のような課題についても検討を深める必要がある。

① 税率構造

消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保の観点から極力単一税率が望ましい。しかし将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。

② 仕入税額控除

現行消費税制度において仕入税額控除を行うためには、課税仕入れ等の事実を納税者自身が記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方が発行した請求書等の取引の事実を証する書類の保存が必要とされている（「請求書等保存方式」）。このような請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額控除に特段の支障がないが、

将来、複数税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用する必要がある。

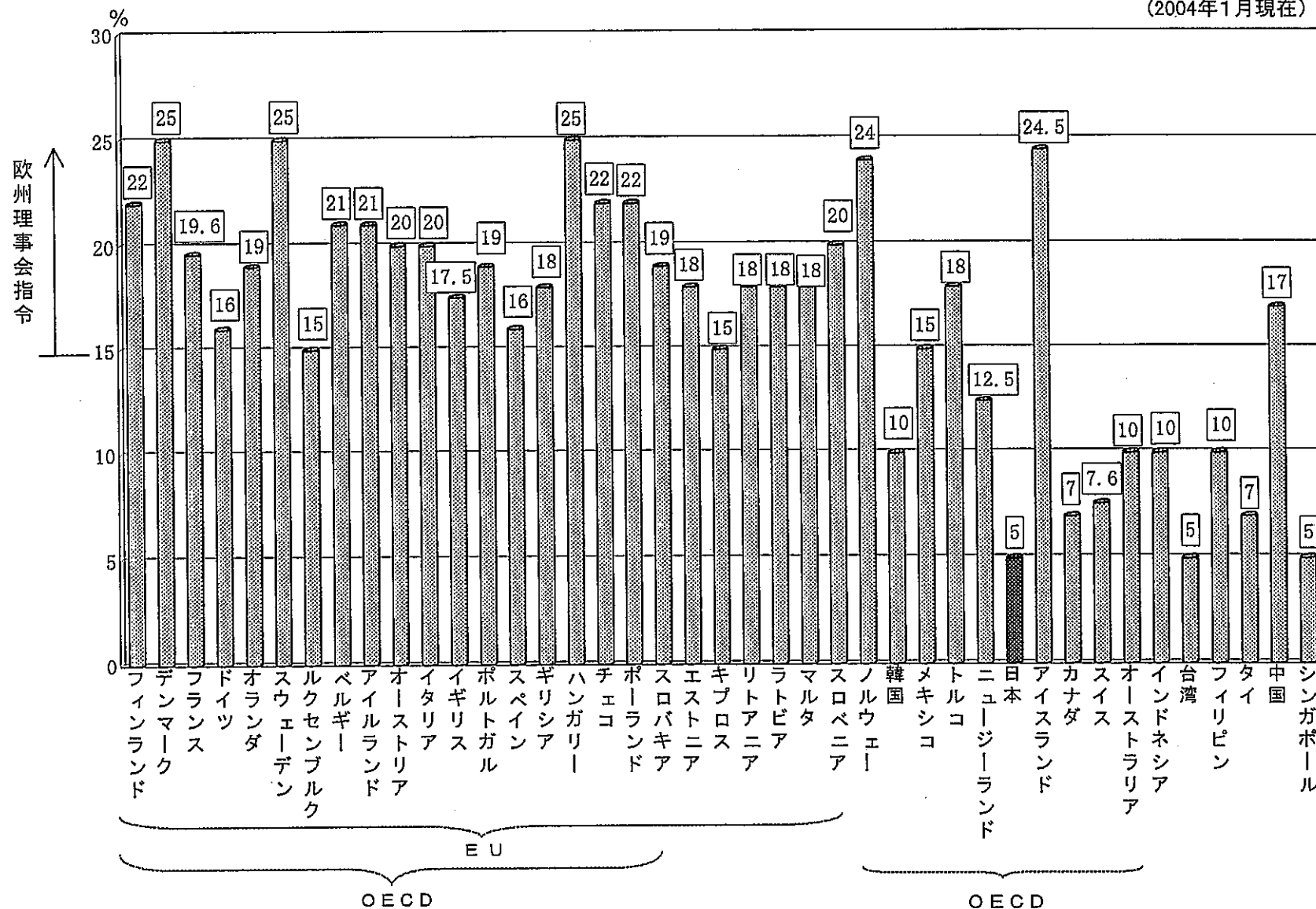
③ 消費税の使途

消費税はわが国の財政にとって重要な役割を果たすべき基幹税である。平成 11 年度予算以降、国の消費税込（地方交付税分を除く国分）を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを毎年度の予算総則に明記する、いわゆる「消費税の福祉目的化」が行われている。税率の引上げに際しては、国民の理解を得るために社会保障支出や社会保障負担との関係を明確に説明することが必要となろう。

税率及び税率構造

付加価値税率（標準税率）の国際比較

(2004年1月現在)



- (備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される。(例:オンタリオ州8%)
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.625%)
 4. EU加盟国は、2004年5月の新規加盟10カ国を含めたもの(ただし、税率は2004年1月現在)。
 (出所) IBFD "European Taxation Database"、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページによる。

「税率構造」に関する政府税調答申等

○「今後の税制のあり方についての答申」(平成5年11月)

第二 個別税目についての検討

二 消費課税

1 消費税

(2) 税率

- ② 税率構造については、制度の簡素化を図り、経済活動への中立性を確保する観点からは、単一税率を基本として検討が行われることが望ましい。

他方、所得に対する消費税負担の逆進性を緩和する観点から、飲食料品に軽減税率を適用してはどうか、あるいは、一部のしゃし品等について割増税率を適用してはどうかという考え方がある。そもそも、複数税率制度の導入は、非課税取引の設定と同様、政策的配慮の必要性和税制の中立性や制度の簡素化との間の比較考量によるものと考えるが、公平・中立・簡素といった消費税導入の趣旨からすれば、基本的には、これを設けることは望ましくない。

特に、軽減税率については、その設定に伴って生ずる納税義務者の事務負担をはじめとする社会的経済的コスト等をも考慮すれば、その設定は、経済的合理性に反しており、適当でないと考える。

これに対し、税率がEC諸国並みに高い場合には、逆進性に配慮して軽減税率を設けることも検討課題となり得るという考え方もある。ただし、その場合においても、税制の中立性を確保し、制度の複雑化を防ぐためには、極力、その対象範囲を限定しなければならない。また、基本となる税率に対する軽減税率の比率が小さいときには、売上げに係る税額に比して仕入れに係る税額が多くなることから、還付申告が多発するという問題が生ずることにも留意する必要がある。

なお、いわゆるゼロ税率の設定については、消費税の負担を全く負わない分野を認めることにほかならず、広く消費に負担を求めるという消費税の趣旨に反すること、課税ベースを著しく侵食すること、納税コスト・徴税コストを膨大にすること、事業者や消費者の間に新たな不公平感を惹起すること等から、その採用は認め難い。

さらに、割増税率の設定については、所得水準が上昇し、国民の消費態様が多様化、均質化している今日においては、国民の価値観の多様化もあって、消費支出全体の中から割増税率の対象品目を客観的基準に従って、選択肢、特定することはもはや困難となっていることに留意する必要がある。

(注) ECでは、1992年10月に、市場統合の一環としての間接税の調和のため、付加価値税の標準税率を15%以上、軽減税率を5%以上とし、割増税率を廃止しなければならない旨の指令が出されている。また、ゼロ税率についても、否定的な考え方が採られている。

○「税制改革についての答申」(平成6年6月)

第四 消費課税の充実

2. 課税対象、税率構造等

(2) 消費税の税率構造については、税率の引上げ後においても、単一税率を維持すべきである。

すなわち、複数税率制度の導入については、

① 国民の消費態様が多様化している今日、対象品目を客観的な基準により選択することは困難である、

② 対象品目とそれ以外の品目の価格に異なる影響を与えることとなる、

③ 納税義務者の事務負担をはじめ、国民全体で膨大な社会的・経済的コストを払うこととなる、

等の問題があり、一般的に公平・中立・簡素といった観点からみた消費税の特長を損なうおそれがあると考える。また、軽減税率を設ける場合には、これによる減収分を補うため、標準税率の引上げ幅を大きくしなければならないことにも留意する必要がある。

なお、いわゆるゼロ税率の設定については、広く消費に負担を求めるという消費税の趣旨に反すること、課税ベースを著しく侵食すること、納税コスト・徴税コストを膨大にすること、事業者や消費者の間に新たな不公平感を惹起すること等から、その採用は認め難い。

○「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月)

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

4. 消費税

(4) 税率

② 税率構造

(前略) 消費税の税率がヨーロッパ諸国並みの水準の下では、所得に対する逆進性を緩和するための何らかの政策的対応が必要となり、食料品などに対する軽減税率の導入などにより、担税力に配慮した仕組みとすることが検討課題となり得るという考え方があります。

他方、消費生活のパターンが多様化してきている中で、軽減税率の適用範囲を合理的に設定することは極めて困難です。実際、食料品などに対する軽減税率が採られている国においては、食料品などの種類、形状、加工の度合い等のわずかな違いによって適用税率が異なるなど、様々な問題点が指摘されています。

わが国の消費税が、従来の物品税を中心とする個別間接税制度が有していた物品間の課税のアンバランスなどの諸問題を解消する観点から創設されたことに鑑みれば、消費者のライフスタイルや価値観がますます多様化している中で、税制が消費者の選

扱を左右することは基本的に望ましいことではなく、できる限り中立的な制度を維持すべきであると考えます。

また、消費税の納税義務を負っている多くの事業者の事務負担を考慮すれば、制度をできる限り簡素なものとする必要があります。財貨・サービスの品目によって異なる税率が設けられていると、事業者は、売上げと仕入れを異なる税率ごとに区分して記帳する必要がありますので、事務負担の増加が避けられなくなります。さらに、軽減税率と標準税率の水準にある程度以上の差があると、軽減税率の対象となるものの生産等を行う事業者にとっては、売上げに係る税額よりも仕入れに係る税額が恒常的に大きくなるという問題が生じます。このような場合、仕入れに係る税額と売上げに係る税額の差額分の還付を受けるためには、本来は納税義務が免除されるような小規模な事業者でも税務当局に還付申告を行わざるを得なくなり、そのために、日々の売上げ・仕入れの記帳などを行い、税額計算をする事務負担を負うことになります。例えば食料品のように、個人事業者を含め、多くの小規模零細事業者が生産等に携わっている場合には、このような問題がより大きなものとなります。

複数税率の下では、軽減税率の対象範囲にもよりますが、基本的には、税額が記載された請求書等（ヨーロッパ諸国における「インボイス」）の保存を仕入税額控除の要件とすることが必要であり、また、簡易課税制度などの中小事業者に対する特例措置についても、単一税率の場合とは異なる観点からの検討を要することになると考えられます。

なお、仮に、食料品などに対して軽減税率を設ける場合、一定の税収を確保するためには、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ません。

軽減税率を設けるべきか否かという問題は、その時点における消費税率の水準の下で、個人所得課税などを含めた税制全体、ひいては社会保障制度などをはじめとする財政全体を通じて見てもなお、何らかの政策的配慮が必要かどうかという観点から検討し、その上で、政策的配慮の必要性和制度の中立性・簡索性との間の比較考量により判断すべき問題ですが、ヨーロッパ諸国並みとは言えない税率水準の下では、極力、単一税率の長所が維持されることが望ましいと考えます。

◎「あるべき税制の構築に向けた基本方針」（平成14年6月）

第二 個別税目の改革

三 消費税

2. 今後の改革の方向

(3) 税率構造等

消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性確保の観点から極力単一税率が望ましい。仮に、将来、消費税率の水準がヨーロッパ諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用が検討課題となる。その場合においても、事業者の事務負担をはじめとする社会経済的コスト等に配慮する観点から、その範囲は極力限定する必要がある。

○「少子・高齢社会における税制のあり方」(平成15年6月)

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

2. 消費税

(2) 今後の検討課題

このように消費税に対する信頼性・透明性は相当程度向上したと考えるが、今後、消費税率の引上げについて検討していくに際して、以下のような課題についても検討を深める必要がある。

① 税率構造

消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保の観点から極力単一税率が望ましい。しかし将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。

税制調査会海外調査報告（抄）

【 税 率 構 造 】

平成16年9月21日
税 制 調 査 会

デンマーク

- ・ 軽減税率制度は原則として採用していない。
- ・ これは、①歳入に与えるマイナスの影響、②徴収の効率化という観点からは単一税率が望ましいこと、③標準税率と軽減税率との間で、それぞれの適用品目を峻別する現実上の困難、④税の歪みを抑制したい等の理由による。また、様々な利害団体が存在する中、どの品目を軽減税率の対象とするかは、政治的にも困難であり、徴収の現場においても困難である。

【以上、税務省】

- ・ 例外的に、新聞に対してのみゼロ税率が適用されている。これは、「デンマーク語の保護」という理由とともに、政治的な理由によるものである。新聞といっても、週刊新聞、月刊新聞といったものもゼロ税率の対象となっており、標準税率が適用される雑誌等との間で、「税の歪み」が生じている。また、新聞にゼロ税率を適用するための執行コストも大である。

【税務省、財務省】

- ・ 隣国（スウェーデン等）と競争関係にあるホテル業界、レストラン業界からは、軽減税率適用の要望が大きく、総論としては、軽減税率の導入を支持する。ただし、具体的にどの品目を対象とするかについては、具体的な意見はない。また、軽減税率の導入に伴う執行コストの増加も認識している。なお、「健康食品」に限って軽減税率を導入するという考え方もあるのではないか。【商工会議所】
- ・ 付加価値税の逆進性はそれほど心配していない。
- ・ 付加価値税の逆進性の緩和は、所得税の累進税率の適用で十分と考えている。また、食料品については、高所得者と低所得者の購入品目は異なることから、支払う付加価値税額はおのずとそれぞれの所得水準が反映されるであろう。【以上、税務省、財務省】

ノルウェー

- ・ 2001 年付加価値税改革では、政治的合意として軽減税率制度が導入されたが、決して歓迎すべきことではない。
- ・ 軽減税率制度は、その対象を具体的に定める上で問題が多く、税当局及び事業者にとって、大きな執行コストを伴うものである。
- ・ 特に、食料品のうち何を軽減税率の対象とするかについては、執行コストを重視する観点からは、できる限り単純にした方がよい。いろいろと検討した結果、ノルウェーでは、スウェーデンの事例等を参考にして、一部の例外を除いて、原則として「すべての食料品」を軽減税率の対象とすることとした。例外品目は Regulation で定められており、医薬品、水道水、タバコ、酒には標準税率が適用される。
- ・ 付加価値税の逆進性緩和の観点からも、累進的な所得課税や給付による再分配効果の方が、軽減税率よりも効果的と考えている。
 - ① 軽減税率は、再分配の対象とされるべき家計（例えば子供のいる家族）に適用を限定することはできず、すべての家計に対して適用されてしまう。これに対して、給付は、適用対象となる家計を定めることが可能である。
 - ② 給付による再分配効果は、所得水準に関わらず一定とすることが可能であるが、軽減税率による再分配の量的効果は、高所得者の方が大きくなるという問題がある。
 - ③ 軽減税率の導入によって食料品の現実の価格が下がるかどうか、疑問である。むしろ食料品価格は想定ほど下がらず、その再分配効果は、家計ではなく「便乗値上げ」をした事業者の懐に入ってしまうのではないか。ノルウェーの事例で言えば、軽減税率を導入した 2001 年の食料品価格の動向をみると、本来 10% 程度価格低下が見られるはずであったが、実際には 8% 程度であった。
 - ④ 理論的にも、ライフサイクル仮説に立てば付加価値税が逆進的とは決して言えない。
- ・ 軽減税率を導入しないと、食料品に軽減税率を導入している隣国（スウェーデン）への「国境を越えた取引」が増加してしまうという意見がある。しかしながら、この見解は誇張されている。第一に、一般的にわざわざ国境を越えて買いに行く食料品がそれほど多いとは考えにくい。第二に、隣国との食料品価格の違いは、必ずしも付加価値税率が原因ではなく、その他の要因も反映されている。
- ・ 新聞、書籍等にはゼロ税率が適用されているが、これは本来「ノルウェー語の保護」という文化的政策目的であった。しかしながら、現在では、外国語で書かれた新聞、書籍に対してもゼロ税率が適用されている。【以上、財務省、クリスティアンセン教授】

スウェーデン

- ・ 軽減税率は非常に多くの歪みを生じさせており、単一税率の方が望ましい。【財務省、商業協会、全産業労働組合（LO）】
- ・ 1992 年の軽減税率の導入は、休業手当削減とのセットで行われたものであり（休業手当削減者の負担増の緩和）、望ましい改革ではなかった。しかも、軽減税率の対象者の方が、休業手当削減の対象者よりも広く、ネットで見れば財政に対してマイナスの影響がでる改革であった。
- ・ 食料品の軽減税率は、何がその対象であるか非常に難しく、歪み（tax distortion）が生じている（例えば、医薬品なのか食料品なのか）。「新聞」についても、何が「新聞」であるか、混乱が生じている。
- ・ 軽減税率については、「これこれの品目を軽減税率の対象としてくれ」という利益団体から政治家への陳情があり、これらに基づいてスキーリフト、コンサート、遊園地等々が国会の議決により軽減税率の対象となった。
- ・ 単一税率が最も望ましい。軽減税率については、制度の簡素化という観点と、逆進性緩和（equity concern）という観点が常に対立する。仮に、今後、軽減税率の引き上げが実現するとしても、政治的観点からは、必ず何らかの逆進性緩和措置（compensation）が求められるだろう。その場合、財政的観点からみて、ネットベースで財政にプラス効果となるかマイナス効果となるか。過去の事例にも鑑み、おそらくマイナスの影響となるだろう。【以上、財務省】
- ・ 単一税率の方が好ましい。他方で、食料品業界は 10 年ほどの政治的働きかけを通じて 12%の軽減税率を実現し、また書籍業界は、文化的な理由付けで 6%の軽減税率を実現した。今後、軽減税率は、標準税率まで引上げられることが適当と思うが、現実には難しいだろう。【商業協会、全産業労働組合（LO）】
- ・ 軽減税率に関して、スーパー業界が付加価値税の管理コストで困っているということはない。基本的に商品の生産者が付加価値税を含めた価格をバーコード化しているので、複数税率の商品があっても、電子的に処理されている。なお、スーパー業界は寡占化が進んでおり、4 大チェーンが全体の売上の 80%を占める状況である。また、大規模な店を除けば、たいていの店はひとつの税率が適用される商品を扱っているのではないか。
- ・ なお、付加価値税の管理コストの一つとして、その申告書作成にかかるコスト（主に申告書作成に費やされる労働コスト）は、スウェーデン商業協会構成員平均で 28 億スウェーデンクローネ（420 億円）と試算されている。これを従業員 1 人当たりの数字でみると、全体の平均は 555 クローネ（8,300 円）であるが、1 人親方の零細事業者に限ると 2,500 クローネ（37,500 円）、250 人以上の従業員のいる企業に限ると 9 クローネ（135 円）であり、零細事業者の方が、管理コストがかかっているのは事実である。【以上、商業協会】

ドイツ

- ・ 軽減税率は、社会的弱者が最低限の生活を守るために必要な物品等に対する負担を軽減するために設けられている。
- ・ 軽減税率は付加価値税創設時より導入されているため、その執行にあたり現在特段の問題は生じていないが、執行に伴うコストが大きいため、税率を一本化することや、他の方法によって公平な弱者対策を行えないかといった議論が行われている。
- ・ 軽減税率を食料品のみに限定することも議論されたが、様々な働きかけで実現しなかった。個別産業による軽減要望は活発である。【以上、連邦財務省】

フランス

- ・ フランスにおいては、1968 年の導入当初から 4 種類の税率があり、現在の軽減税率（2 種類）に伴う事務負担はあまり問題となっていない。しかし、軽減税率の対象となるか否かについて税務当局と事業者側で訴訟となるような例がしばしばある。【経済財政産業省、MEDEF】
- ・ 軽減税率の対象品目は、原則として E06 次指令の付属書 H に示された品目の中から、生活に必要な食料品や文化的に重要なものなどについて軽減対象を選んでいる。例えばフランスでは、軽減税率の対象となる食料品は主要な食料品のみに限定されていることや、付属書 H にはないレストランでの食事に対して政策的に軽減税率を導入する予定（EU に承認申請中）であるなど、制度は各国独自のものとなっている。【経済財政産業省】
- ・ 政策的な観点等から軽減対象品目の拡大を求める要望は依然としてあり、国会でも議論になっている。【MEDEF】

欧州委員会

- ・ 現在の E06 次指令では、標準税率を 15%以上と定めている。また、加盟国は 1 つまたは 2 つの軽減税率を適用することができることとされ、その税率は 5%以上、対象品目は付属書 H において特定された財貨及びサービスにのみ適用されることとなっている。なお、加盟国はこの枠の中で自由に税率を設定し、軽減税率の対象品目を選択することができる。（標準税率の上限については別途 25%までとの合意がある。）
- ・ 1992 年に採択された付属書 H の品目は、当初は生活に最低限必要なものとの観点からとりまとめ、義務化しようとしたが、加盟国からの反発が大きく、義務化は見送られるとともに、加盟国との交渉の結果様々なものが追加され、また付属書 H 以外の各国毎の特例も作られた。従って、現在各国で軽減税率が適用されている品目は歴史的な背景など様々な理由から

認められたものであり、品目の選定に明確な哲学や根拠はない。

- ・ 欧州委員会では、税率構造など付加価値税制度を簡素化、現代化するための提案を行っているが、税制は各国の主権に大きく関わる問題であり加盟国との議論は余り進んでいない。
- ・ 一旦軽減税率を認めてしまうと、その後標準税率に引き上げることは各国とも困難なようである。また、様々な物品、サービスについて軽減対象とするように求める働きかけも活発である。

(参 考) 主 要 国 の 付 加 価 値 税 の 概 要

(2004 年 1 月 現 在)

		日 本	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス	ス ウ ェーデン	デ ン マー ク	ノ ル ウ ェー
施 行		1 9 8 9 年	1 9 6 8 年	1 9 6 8 年	1 9 7 3 年	1 9 6 9 年	1 9 6 7 年	1 9 7 0 年
納 税 義 務 者		資 産 の 譲 渡 等 を 行 う 事 業 者 及 び 輸 入 者	有 償 に よ り 財 貨 の 引 渡 又 は サ ー ビ ス の 提 供 を 独 立 し て 行 う 者 及 び 輸 入 者	営 業 又 は 職 業 活 動 を 独 立 し て 行 う 者 及 び 輸 入 者	事 業 活 動 と し て 財 貨 又 は サ ー ビ ス の 供 給 を 行 う 者 で 登 録 を 義 務 づ け ら れ て い る 者 及 び 輸 入 者	利 益 を 得 る た め に 経 済 活 動 を 独 立 し て 行 う 者 及 び 輸 入 者	事 業 と し て 財 貨 又 は サ ー ビ ス の 供 給 を 独 立 し て 行 う 者 及 び 輸 入 者	事 業 と し て 財 貨 の 引 渡 及 び サ ー ビ ス の 提 供 を 行 う 者 及 び 輸 入 者
非 課 税		土 地 の 譲 渡 ・ 賃 貸 ・ 住 宅 の 賃 貸 ・ 金 融 ・ 保 険 ・ 医 療 ・ 教 育 ・ 福 祉 等	土 地 の 譲 渡 (建 築 用 地 を 除 く 。 た だ し、 個 人 が 取 得 す る 住 宅 建 築 用 地 は 非 課 税) ・ 賃 貸 ・ 中 古 建 物 の 譲 渡 (不 動 産 業 者 の 譲 渡 を 除 く 。) ・ 住 宅 の 賃 貸 ・ 金 融 ・ 保 険 ・ 医 療 ・ 教 育 ・ 郵 便 等	土 地 の 譲 渡 ・ 賃 貸 ・ 建 物 の 譲 渡 ・ 賃 貸 ・ 金 融 ・ 保 険 ・ 医 療 ・ 教 育 ・ 郵 便 等	土 地 の 譲 渡 ・ 賃 貸 ・ 建 物 の 譲 渡 ・ 賃 貸 ・ 金 融 ・ 保 険 ・ 医 療 ・ 教 育 ・ 郵 便 ・ 福 祉 等	医 療 ・ 教 育 ・ 金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 取 引 ・ 不 動 産 賃 貸 等	医 療 ・ 教 育 ・ 金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 譲 渡 ・ 郵 便 ・ 旅 客 輸 送 ・ 旅 行 代 理 業 等	医 療 ・ 教 育 ・ 保 険 ・ 金 融 ・ 不 動 産 の 譲 渡 ・ 賃 付 ・ 宿 泊 ・ 旅 行 サ ー ビ ス 等
税 率	標 準 税 率	5 % (地 方 消 費 税 を 含 む)	1 9 . 6 %	1 6 %	1 7 . 5 %	2 5 %	2 5 %	2 4 %
	ゼ ロ 税 率	な し	な し	な し	あ り	あ り	あ り	あ り
	軽 減 税 率	な し	5 . 5 % 、 2 . 1 %	7 %	5 %	1 2 % 、 6 %	な し	1 2 % 、 6 %

仕入税額控除

仕入税額控除制度について

【現行制度】

- ◎ 帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件。（請求書等保存方式）

【改正の経緯】

○ 消費税創設時

消費税の納付税額は、売上げの税額から仕入れの税額を控除して算出するが、仕入税額の把握の方法については、仕入れの事実を記載した帳簿又は仕入先から交付を受けた請求書等の保存を税額控除の要件とする「帳簿方式」を採用。

○ 平成6年秋の税制改革（平成9年4月1日施行）

「帳簿方式」については、控除税額の計算が原則として自己記帳に基づく帳簿により行われていることから、制度の信頼性の観点から疑問が提起されていたところ。

こうした指摘を踏まえ、仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方（第三者）が発行した請求書等の客観的な証拠書類の保存を税額控除の要件とする「請求書等保存方式」を採用。

『請求書等保存方式』と『インボイス方式』

[日本]

請求書

14年11月20日 No.

株式会社〇〇商事様 株式会社△△商事
千代田区霞が関3-1-1

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ￥1,050,000—				税率 5%	消費税額等 50,000			
月日	品名	数量	単価	金額(税抜)		税込		摘要
11/20	パソコン	5	174,000	8	7	0	0	
	CDプレーヤー	8	8,000	6	4	0	0	
	プリンター	3	22,000	6	6	0	0	
合 計				1	0	0	0	

303 H160

[イギリス]

A FULL TAX INVOICE

○×△ TRADE LTD

Sales Invoice No.174

From: Any Street, Any Town
VAT No.987 6543 21

Date 20/11/02

To: N. Obody, 222 The High Street
London NET4 4PT

Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15@£25.20	151.20		
4	Record Players@£23.6	94.40		
6	Lamps, T77@£15.50	93.00	17.5	59.25
		338.60		

Total (Net) 338.60 Total VAT 59.25

VAT 59.25

TOTAL £397.85

○ 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としている。

○ 「インボイス方式」は、

① 「インボイス」に税額の記載が義務付けられている。

② 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。

(注) 「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類であり、欧州においても「インボイス」の様式まで特定されているものではない。

「仕入税額控除（インボイス方式）」に関する政府税調答申等

◎「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」（平成12年7月）

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

4. 消費税

(6) 仕入税額控除

③ ヨーロッパ諸国の「インボイス」との相違点

イ、ヨーロッパ諸国の付加価値税制度においては、税額が記載された請求書等（いわゆる「インボイス」）の保存が仕入税額控除の要件とされており、また、課税事業者のみが税額を記載してインボイスを発行できるとされています。

これに対し、わが国の請求書等保存方式においては、請求書等に税額が記載されていなくても仕入税額控除を行うことができ、また、免税事業者が発行した請求書等に基づく仕入税額控除も認められています。

ロ、ヨーロッパ諸国においては、欧州理事会指令により、標準税率の下限が15%以上とされている一方で、食料品などに対する軽減税率を設けることが認められています。このように複数の税率が存在する場合には、軽減税率の対象範囲にもよりますが、税額が記載されていない請求書等によって適正に仕入控除税額の計算を行うことは困難であることから、基本的には、税額記載の請求書等（インボイス）の保存を仕入税額控除の要件とすることが必要であると考えられます。

これに対し、わが国の消費税は、単一税率となっており、また、非課税取引の範囲も限定されていることから、請求書等に税額が記載されていなくとも、仕入控除税額の計算を適正に行うことは可能です。なお、現在、ほとんどの事業者間取引において、取引先に対する消費税の円滑な転嫁を図るためもあって、既に税額が記載された請求書等が交され、保存されているという実態にあり、これにより、仕入控除税額の計算が容易になっている面もあります。

ハ、ヨーロッパ諸国のインボイス方式の場合、免税事業者は税額が記載されたインボイスを発行することはできないため、免税事業者から仕入れを行った課税事業者は、その仕入れについては仕入税額控除を行うことができないのに対して、わが国の請求書等保存方式においては、免税事業者から行った仕入れについても仕入税額控除の対象となるという違いがあります。

わが国の請求書等保存方式の下で、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除の対象とされているのは、平成6年の税制改革に際して、

(イ) 免税事業者からの仕入れについて税額控除を認めないこととすると、税の累積が生じ、財貨・サービスの価格の上昇を招くおそれがあること、

(ロ) 取引の中間段階に位置する免税事業者が取引から排除されかねず、あるいは、事実上、それらの事業者の多くに課税事業者となることを選択するよう迫ることになりかねないこと、

(ハ) 免税事業者の対事業者向け売上高の総額が全事業者の売上高の総額に占める割合は極めて小さいこと、
などが勘案されたことによるものです。

(参考) ヨーロッパ諸国のインボイス方式の下では、事業者の取引全体の把握が容易なのではないかという見方があります。しかし、インボイス方式は、仕入れという事業者間の取引に係る税額を把握するための仕組みであり、消費者に対する売上げを含めた取引全体の把握に役立つという性格のものではありません。なお、仕入れの事実を証明する書類の保存がなければ仕入税額控除ができないという点ではわが国の請求書等保存方式も同様であることから、ヨーロッパ諸国のインボイス方式の方が事業者間取引の把握の面で優れているとまでは言えないものと考えられます。

④ 今後のあり方

今後、消費税制度全体の見直しを行う際には、仕入税額控除方式のあり方について、税率構造や中小事業者に対する特例措置などとの関係を踏まえ、事業者間における取引の実態にも留意しつつ、制度の信頼性・透明性の観点から、検討を行うことが重要です。

その際、ヨーロッパ諸国のようなインボイス方式については、制度の信頼性・透明性に資する面がある一方で、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除が認められず、免税事業者が、課税事業者となることを選択しない限り、事業者間取引から排除されかねないことについてどう考えるかという問題があります。

なお、仕入税額控除の要件の検討に当たっては、事業者間取引の電子化の状況を考慮する必要があるとの意見がありました。

◎「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(平成14年6月)

第二 個別税目の改革

三 消費税

2. 今後の改革の方向

(2) 信頼性、透明性の向上に向けた改革 一中小事業者に対する特例措置の抜本的な改革等一

④ インボイス制度

消費税制度の信頼性を向上させるためには、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるいわゆる「インボイス方式」の採用が検討課題となる。しかしながら、現行消費税制度における請求書等保存方式は、単一税率や狭い非課税範囲の下では、適切な仕入税額控除に特段の支障はない。将来、複数税率が採用される場合には、軽減税率の対象となる範囲なども踏まえ、その採用について具体的な検討を行うべきである。

◎「少子・高齢社会における税制のあり方」(平成15年6月)

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

2. 消費税

(2) 今後の検討課題

このように消費税に対する信頼性・透明性は相当程度向上したと考えるが、今後、消費税率の引上げについて検討していくに際して、以下のような課題についても検討を深める必要がある。

② 仕入税額控除

現行消費税制度において仕入税額控除を行うためには、課税仕入れ等の事実を納税者自身が記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方が発行した請求書等の取引の事実を証する書類の保存が必要とされている(「請求書等保存方式」)。このような請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額控除に特段の支障がないが、将来、複数税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用する必要がある。

税制調査会海外調査報告（抄）

【インボイス方式】

平成 16 年 9 月 21 日
税 制 調 査 会

デンマーク

- ・ 付加価値税制度の導入時（1967 年）からインボイス制度を採用している。仕入税額控除を適正に執行するために必要なインフラである。また、EU25 カ国間の財・サービスの流通円滑化のためのインフラとしても重要である。
- ・ 2005 年からインボイスの電子化の導入を予定している。電子化は、国境を越えた付加価値税取引に対しても有効となるし、また、付加価値税を回避する不法取引に対する対策としても有効である。【以上、税務省】
- ・ 政府が電子化を含めたシステムの構築に取り組んでおり、また、EU 共通のシステムの構築も進んでいることから、インボイス制度に対する事業者の抵抗感はない。【商工会議所】

ノルウェー

- ・ （ノルウェーは EU 加盟国ではないが、）基本的に、EU で定められた制度に準拠している。複数の付加価値税率が適用される場合や非課税品目が含まれる場合には、税額の合計額に加えて、適用税率別に内訳が表示される。インボイスの保存期間は 10 年である。インボイスの電子化は、現在議論中である。零細事業者からインボイスの執行負担に対する声は大きい。【財務省】

スウェーデン

- ・ インボイスは、付加価値税処理だけではなく、通常の業務にも活用しているため、特にその管理コストを懸念していない。【商業協会】
- ・ 企業活動がスウェーデン国内に限られるのであれば問題ないが、企業活動を他の EU 諸国との間で行う場合には、インボイスの標準化が進んでいるが、完全に統一化されておらず、執行コストは存在する。さらに EU 域外の国との間で行う場合には、インボイス制度が異なるため、執行コストがさらに問題となる。【企業連盟】

ドイツ

- ・ インボイス制度は既存の書類を、税務上便利なため付加価値税創設時より利用しているもの。従って、インボイスなしの付加価値税制度は考えられない。【連邦財務省】

フランス

- ・ インボイスがないと仕入税額控除ができないため、取引時にインボイスを求めるインセンティブがあったことからインボイス制度は普及した。【MEDEF】
- ・ 複数税率を導入する場合には、インボイスなしで異なる税率を処理できるとは思えない。【経済財政産業省】
- ・ 免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除ができないが、それにより免税事業者が取引から排除されるといったことは問題となっていない。免税業者は課税事業者になることを選択できるし、価格については課税業者より安くなるように努力して競争している。【MEDEF】

欧州委員会

- ・ 1993年の域内市場統合の後、域内国間の取引が活発化する中、技術革新や電子インボイスの発達といったインボイス制度を取り巻く環境の変化が進んだ。このため、インボイス制度に関する EC 指令についてインボイスの様式を共通化し事業者の事務負担に配慮するなどの改正を行い、今年から新たな指令が施行されている。
- ・ インボイス制度に係る事務負担については、もともと会計上の書類を利用した制度であり、それ自体は重い負担ではない。むしろ、加盟国毎に必要な記載事項等が異なることが問題となっている。
- ・ 免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除できないが、それにより小規模の免税事業者が取引から排除される可能性については、免税事業者も課税事業者になることを選択できることから問題とならないと思う。免税点制度は小規模事業者の事務負担を軽減するとともに、税務当局のコスト軽減にも資する観点から行っているものである。
- ・ 加盟国間の国際取引では、インボイスに欧州共通のインボイス番号の記載を義務付け、各国のデータベースを結んだコンピュータシステム(VIES:VAT Information Exchange System)により適切な申告が行われているかどうか確認している。

(参考) 主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

(2004年1月現在)

国名	フランス	ドイツ	イギリス
仕入税額控除	インボイス（要保存）に記載の税額を控除	インボイス（要保存）に記載の税額を控除	インボイス（要保存）に記載の税額を控除
発行資格・義務	事業者	事業者	事業者
記載事項	①年月日 ②供給者の住所・氏名・登録番号 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥適用税率・税額 等	①年月日 ②供給者の住所・氏名・登録番号 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥税額 等	①年月日 ②供給者の住所・氏名・登録番号 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥適用税率・税額 等

国名	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	(参考) 日本
仕入税額控除	インボイス（要保存）に記載の税額を控除	インボイス（要保存）に記載の税額を控除	インボイス（要保存）に記載の税額を控除	帳簿及び請求書等の保存を要件に仕入れに係る税額を控除
発行資格・義務	事業者	事業者	事業者	———
記載事項	①年月日 ②供給者の住所・氏名・登録番号 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥税率・税額 等	①年月日 ②供給者の住所・氏名・登録番号 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤対価 ⑥税額 等	①年月日 ②供給者の住所・氏名・登録番号 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥税率・税額 等	①年月日 ②供給者の氏名又は名称 ③顧客の氏名又は名称 ④財貨・サービスの内容 ⑤税込み対価の額 ※上記は、請求書等の記載事項として法定している事項

消費税の使途

「消費税の使途」に関する政府税調答申等

○「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月)

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

4. 消費税

(1) 消費税と社会保障

① 消費税の「福祉目的化」

平成11年度及び平成12年度の予算においては、国の消費税の収入(地方交付税分を除く国分)を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを予算総則に明記する、いわゆる「消費税の福祉目的化」が行われました。

(注) 予算総則とは、歳入歳出予算などのほかに毎年度の財政運営に必要な基礎的事項について、条文形式で規定を設け、その年度の予算の一部として国会の議決を求めるものです。

平成12年度予算においては、消費税込(国分)が6.9兆円であるのに対して、これが充てられる対象経費は、基礎年金4.5兆円、老人医療3.3兆円、介護1.3兆円の合計9.0兆円となっており、消費税込(国分)だけでは賅いきれていないのが現状です。

また、「福祉目的化」などの結果として、平成12年度予算においては、国の一般会計税込48.7兆円のうち、使途が特定されていない部分が23.4兆円(所得税、法人税、酒税及びたばこ税の収入のうち地方交付税を差し引いた分並びに相続税、印紙収入など)であるのに対して、これによって賅うべき歳出は約2倍の56.0兆円であり、不足分は公債発行に頼っています。こうした財政の現状に鑑みると、仮に、今後とも、消費税込(国分)の使途を福祉目的に特定していく場合、それ以外の歳出の規模と消費税以外の税込とをどのようにバランスさせていくのか、ということが大きな課題となります。

② 消費税の「福祉目的税化」

少子・高齢化の進展に伴い、今後、急速に増加することが見込まれる社会保障給付の財源に充てるため、消費税をいわゆる「福祉目的税化」し、その使途を、年度ごとの予算総則によってではなく、制度的に福祉目的に特定すべきとの議論があります。

当調査会においては、消費税は、もともと物品税の廃止、所得課税の減税などと併せて一般財源として創設されたものであり、今後、わが国の税財政にとってますます重要な役割を果たすべき基幹税であること、目的税化は財政の硬直化を招くおそれがあること、さらには、諸外国においても消費税を目的税としている例は見当たらないことなどから、消費税を福祉目的税とすることについては、慎重に検討すべきであるとの意見が多数ありました。

他方、将来の税財政のあり方を考える上で、社会保障給付の増大にいかに対応するかが重要な課題であり、そのための消費税の充実が不可避であるとすれば、福祉目的税化も検討に値する考え方であるとの意見がありました。また、消費税の福祉目的税化は、将来の税財政のあり方に大きな影響を及ぼすものであることから、少なくとも社会保障経費については、将来世代に負担を先送りするのではなく、消費税の充実によって対応していくということ でなければ、あえて消費税を福祉目的税化する意義は見出せないのではないか、といった意見もありました。

この問題は、税制、財政及び社会保障のあり方に深く関わる問題であり、今後、財政構造改革や社会保障制度のあり方などについての検討を踏まえつつ、国民的な議論が行われるべきものと考えます。

○「少子・高齢社会における税制のあり方」（平成 15 年 6 月）

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

2. 消費税

(2) 今後の検討課題

このように消費税に対する信頼性・透明性は相当程度向上したと考えるが、今後、消費税率の引上げについて検討していくに際して、以下のような課題についても検討を深める必要がある。

③ 消費税の使途

消費税はわが国の財政にとって重要な役割を果たすべき基幹税である。平成 11 年度予算以降、国の消費税収（地方交付税分を除く国分）を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを毎年度の予算総則に明記する、いわゆる「消費税の福祉目的化」が行われている。税率の引上げに際しては、国民の理解を得るために社会保障支出や社会保障負担との関係を明確に説明することが必要となろう。

税制調査会海外調査報告（抄）

【付加価値税の用途について】

平成16年9月21日
税制調査会

デンマーク

- ・ 社会保障制度向けの特定財源に対しては、政治的パワーを持っている経営者団体や労働組合が自由に活用できる資金を与える仕組みであり、強い政治的な反発が存在するとの指摘があった。デンマーク人の気質として、自分達の負担が特定のサービスに結びつくこと、すなわち目的税を好まないものと思われるとの意見もあった。【税務省】
- ・ 付加価値税と社会保障給付との関係については、①制度的にも、また国民の認識としても、付加価値税が社会保障給付の特定財源となっているという考え方は一般的ではないという意見【商工会議所】と、②付加価値税率の引下げ（＝税収の減少）は、公的サービスの削減と結びついて理解されているため、仮に付加価値税率の引下げを政党が主張すれば、選挙で敗北することになるという意見【税務省】の両方が見られた。

ノルウェー

- ・ ノルウェーでは、年金保険料は税金として徴収している（社会保障税（social security tax））。社会保障税率は、雇用主に対して14.1%、被用者に対して7.8%、自営業者に対して10.7%である。年金受給者に対しても社会保障税が賦課されるが、その税率は3%に軽減されており、また、最低保証年金の水準までの年金給付については非課税とされている。社会保障税は、一般財源に組み込まれるが、1階の基礎年金、2階の所得比例年金、さらに最低保障年金を賄うことが想定されている。社会保障税相当額で不足する社会保障給付は、その他の一般財源で賄われている。いずれにしても、ノルウェーの公的年金は税金で運営されている。【産業連盟】
- ・ 現在、政府年金審議会では、今後の年金制度の負担と給付のあり方について議論しているが、その負担のあり方としては、付加価値税に負担を求めるというよりは、労働所得に対する課税（社会保障税（social security tax）の増額（例えば、雇用主に対する社会保障税を18%に引き上げ）を検討しているようであり、懸念している。【産業連盟】
- ・ 付加価値税負担は社会保障給付と結び付けられて意識されていない。ノルウェー人は、付加価値税負担を軽減すれば、それに応じて公共サービスが低下することを理解しており、むしろ、福祉国家を支えていくために貢献するべきであると理解している。【財務省】

スウェーデン

- ・ 公的年金は社会保険料を基本とすべきである。長期的な契約である公的年金は、就労インセンティブの確保を通じて負担と給付の連動による財政安定を実現するのである。また、長期的な財政運営である以上、年金制度に対する国民の信頼を確立することが重要である。【社会保険庁】

ドイツ

- ・ 1998 年、99 年には付加価値税の引上げや環境関連税の増税による増収を公的年金制度に充て保険料の上昇を抑制した。しかし、税財源による公的年金への補助は一時的には保険料負担を抑制することにより雇用の促進に役立ったが、根本的な財源不足に対応するものではない。また、ドイツの公的年金システムは社会保険方式であり、税財源による国庫補助は本来は馴染まない（現在公的年金の歳入の約 3 分の 1 程度の国庫補助（一般財源の充当）が行われているが、今後その割合を増やすつもりはない。）。【リュールupp教授】

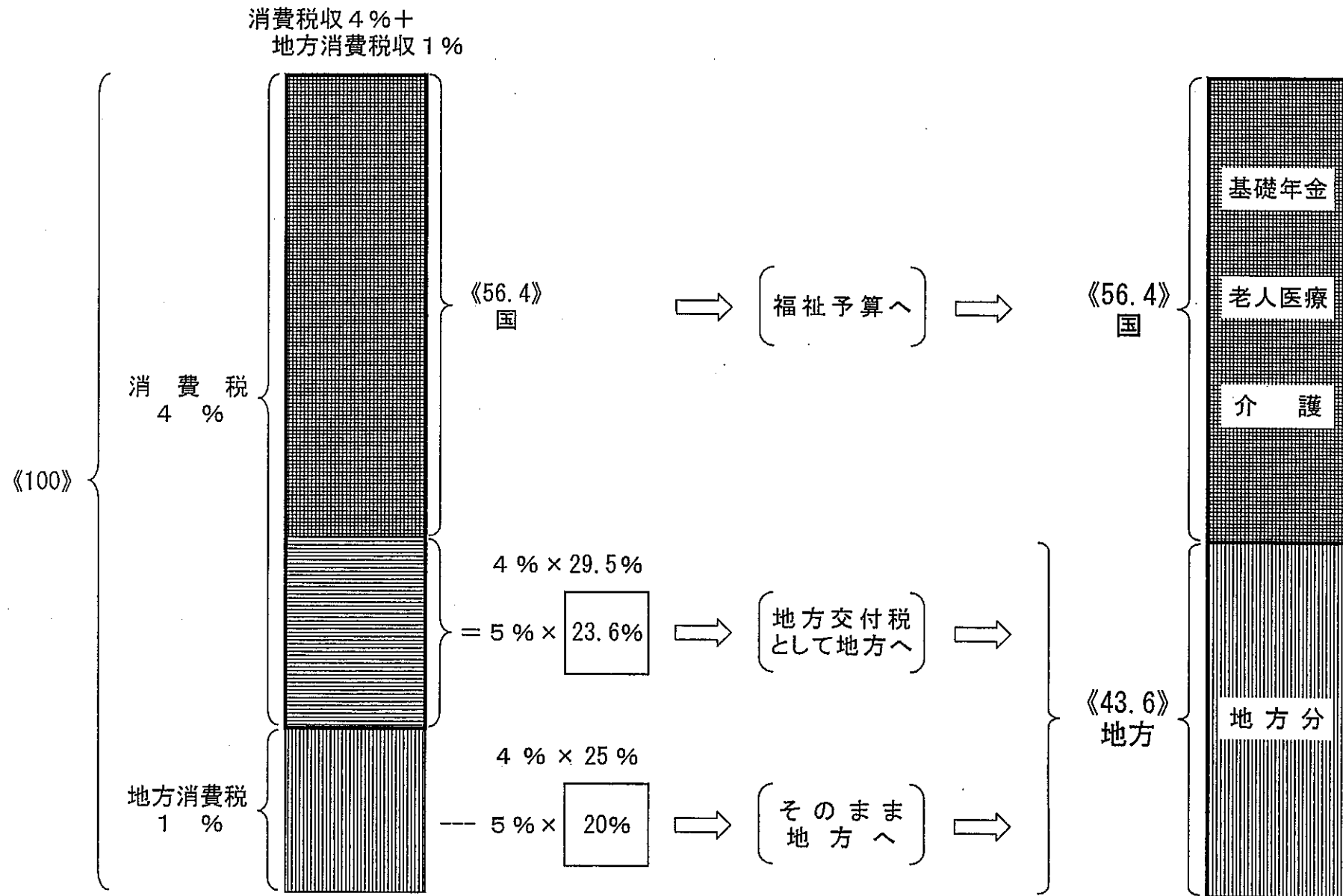
フランス

- ・ このため、保険料の被用者負担を軽減することとあわせて、所得ベースの新たな課税である一般社会税を 1991 年に導入した。一般社会税は、保険料の課税ベースである労働所得だけでなく年金所得や金融所得にも幅広く課税するものであり、その税収は社会保障予算に直入される。創設時の税率は 1.1%であり、幅広い層に薄く課税することにより、社会全体で社会保障制度を担う意義があった（一般社会税は国民の 95%に課税されている）。なお、現在では一般社会税の税収は所得税より多く、「第二所得税」との位置付けとなっている。【保健・社会保障省】
- ・ 創設時には一般社会税の是非について相当議論があったが、2、3 年で世論は変わり、現在では一般社会税は社会保障を支えるために不可欠な税との認識が広まっている。その後数度にわたり税率が引き上げられたが特に大きな議論はなかった。これは、徴収が給与から天引きとなっていることに加え、フランス人は現在の社会保障制度に愛着を持っており、その維持のためとして理解を得ているためと考えられる。【保健・社会保障省、国民議会】
- ・ 仮に一般社会税を導入していなければ、給付の引下げは早まっていたかもしれない。しかし給付の改革は難しく、ゆっくりと改革していくしかないと考えている。【保健・社会保障省】

欧州委員会

- ・ 社会保障のための歳入に占める税財源の割合は上昇しているが、ドイツで行われたような付加価値税の税収の一部を福祉目的化するといった例は余り見られない。

消費税の使途



平成 16 年 度 一 般 会 計 予 算

予 算 総 則 (抄)

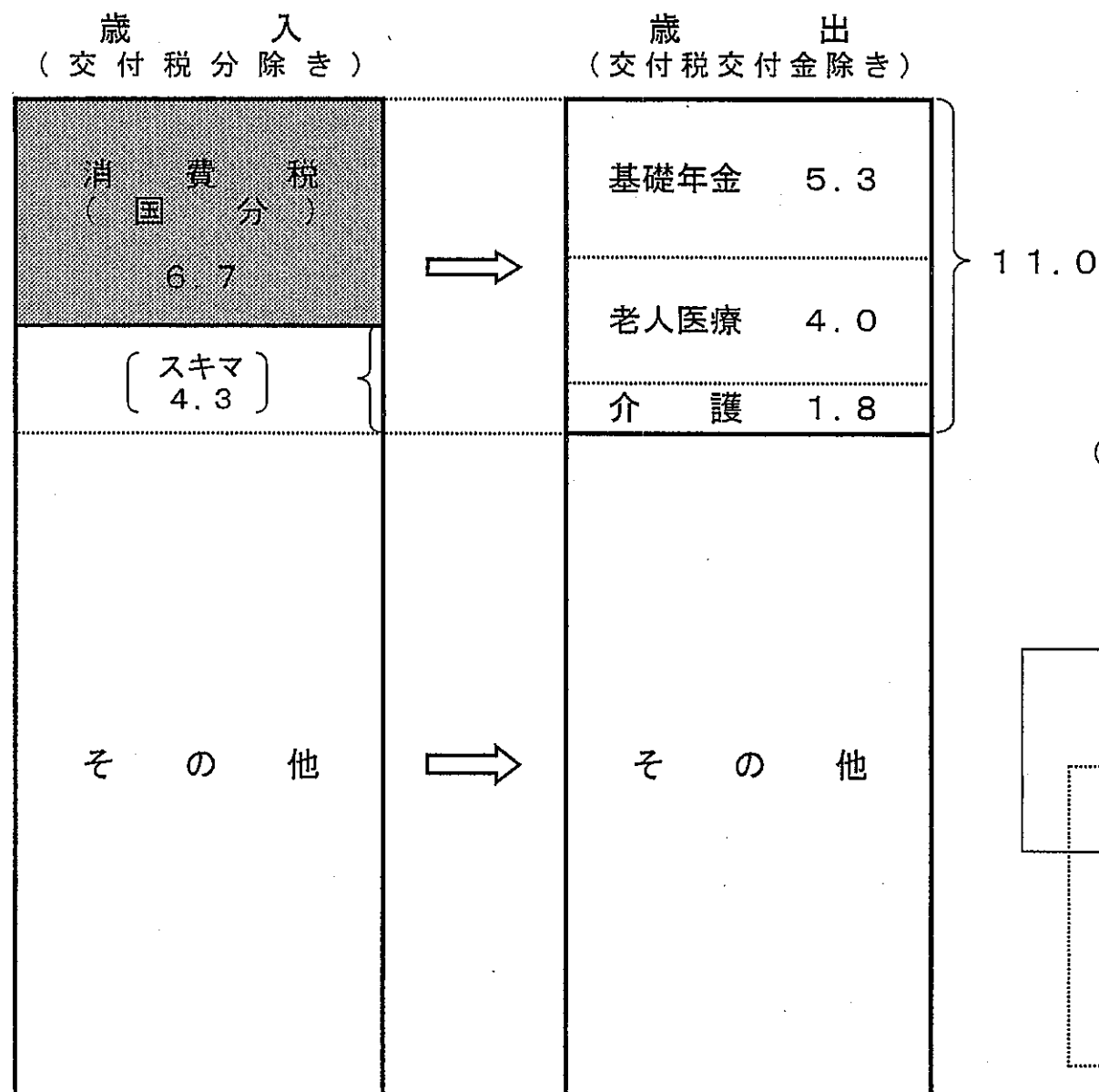
第 16 条 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所 管	組 織	項
国 会	衆 議 院 参 議 院 国立国会図書館	衆議院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 参議院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 国立国会図書館(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
裁 判 所	裁 判 所	最高裁判所(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	会計検査院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
内 閣	内 閣 官 房 人 事 院	内閣官房(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 人事院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
内 閣 府	内 閣 本 府 宮 内 庁 公 正 取 引 委 員 会 防 衛 本 庁 防 衛 施 設 庁 金 融 庁	内閣本府(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 宮内庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 公正取引委員会(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 防衛本庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 防衛施設庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 金融庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
総 務 省	総 務 本 省	総務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
法 務 省	法 務 本 省	法務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
外 務 省	外 務 本 省	外務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
財 務 省	財 務 本 省 国 税 庁	財務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、国家公務員共済組合連合会等助成費(基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金に限る。) 税務官署(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	文部科学本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、私立学校助成費(基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。)
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	厚生労働本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、老人医療・介護保険給付諸費(臨時老人薬剤費特別給付金、介護給付費等負担金、老人医療給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金に限る。)、国民健康保険助成費(老人保健医療費拠出金補助金、介護納付金補助金、老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金負担金、老人保健医療費拠出金財政調整交付金及び介護納付金財政調整交付金に限る。)、社会保険国庫負担金(老人保健医療費拠出金厚生保険特別会計へ繰入及び介護納付金厚生保険特別会計へ繰入に限る。)、厚生年金保険国庫負担金(基礎年金厚生保険特別会計へ繰入に限る。)、国民年金国庫負担金(基礎年金国民年金特別会計へ繰入に限る。)
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省 林 野 庁	農林水産本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、農業経営対策費(基礎年金農林漁業団体職員共済組合費補助金に限る。) 林野庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
経 済 産 業 省	経 済 産 業 本 省	経済産業本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	国土交通本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
環 境 省	環 境 省	環境省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)

消費税の福祉目的化

(平成16年度予算)

(単位：兆円)



(参考)

一般会計歳入計	82.1
○租税収入	41.7
・所得税収	13.8
・法人税収	9.4
・消費税収	9.6 (a)
○公債金	36.6
・特例公債金	30.1

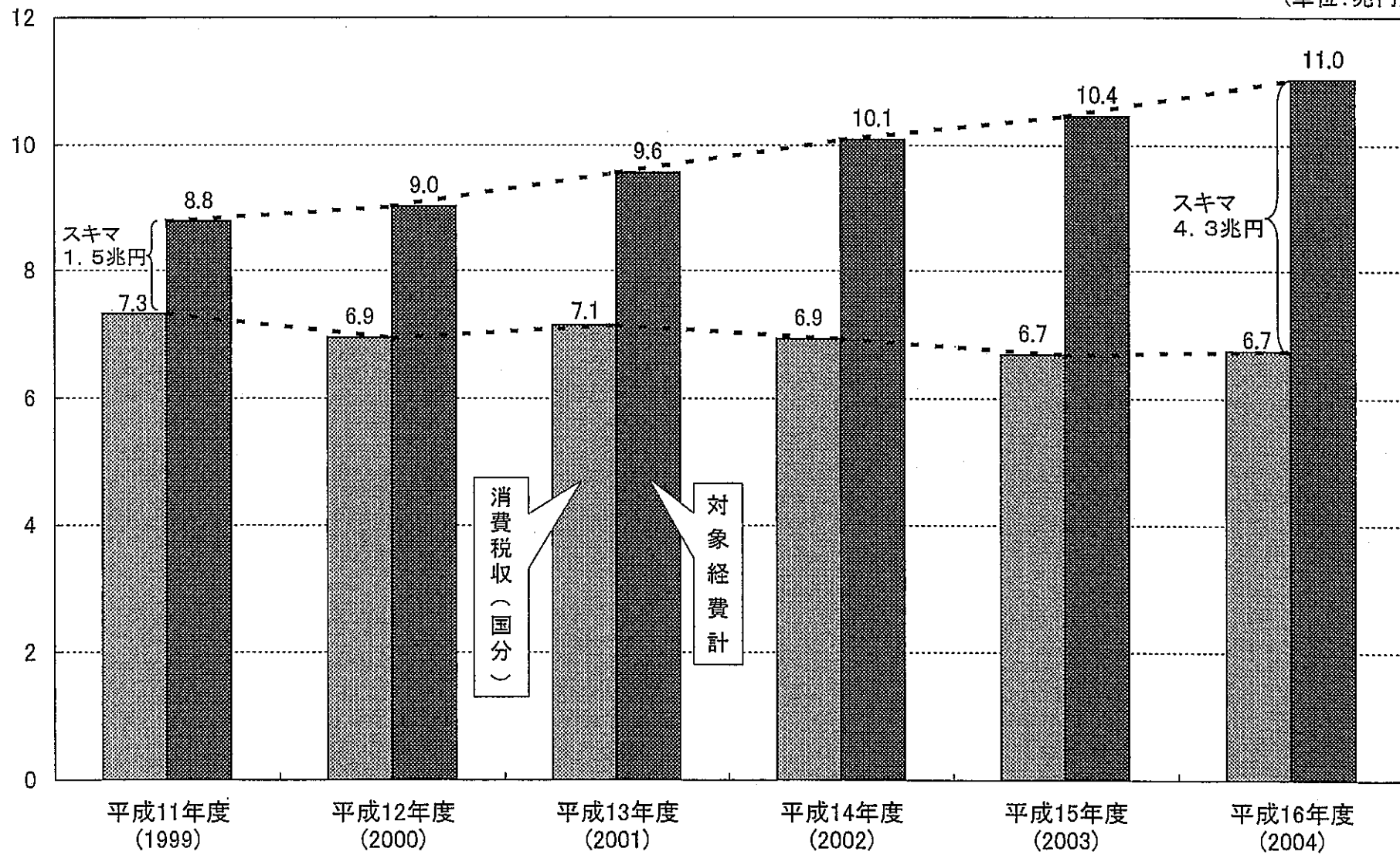
◎消費税込(国+地方)	12.1
・消費税	9.6 (a)
・地方消費税	2.5 (b)

↓
地方交付税調整後

- ・国 : $(a) - ((a) \times 29.5\%) = 6.7$
- ・地方 : $(b) + ((a) \times 29.5\%) = 5.3$

福祉目的化の推移

(単位: 兆円)



(注)1. 「福祉目的化」の対象経費の範囲は、基礎年金、老人医療及び介護である。

2. 各年度の金額は、当初予算額である。